

仕 様 書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当 多田羅、高瀬 222-3046)

1 業務名

監査事務局執務室移転に伴う電話設備等の移設・交換業務

2 業務の趣旨・目的

本件は、京都市（以下「甲」という。）監査事務局がY・J・Kビル5階から元きた下水道管路管理センター東部支所へ移転することに伴い、元きた下水道管路管理センター東部支所内の電話設備の構築を行うため、電話交換機本体設備の設置、構内配線設備、電話端末等の新設、並びに移転元の電話設備の撤去等を受託者（以下「乙」という。）に委託するものである。

3 業務内容

- (1) 令和8年5月に予定している監査事務局の元きた下水道管路管理センター東部支所への執務室移転に合わせて、甲が使用する電話機及びFAX等を執務室移転の翌開庁日から利用できるよう、必要な機器の設置、配線を行うこと。
- (2) 甲が使用していた電話機を全て交換し、必要な設定を行うこと。
なお、移転先に設置するIP電話機17台、給電HUB5台、無停電電源装置3台は、甲が保管している既存機器の再利用により対応すること。
※各機器の設置台数は、変更する可能性あり。
その他、本委託業務に必要な機器、資材等は、全て乙の負担とする。また、本市名義の光回線についても移設を行うこと。その際に発生する通信事業者への代行手続き及び支払についても乙にて対応すること。なお、通信事業者は甲が指定した業者とする。
- (3) 既設のファックス（1台）を利用できるように、機器の移設を行うとともに、必要な設定を行うこと。
- (4) 既設の電話設備等を撤去すること。
- (5) 既存配線において、本業務の実施に伴い、不要な配線が生じた場合は撤去すること。
- (6) 電話機等の移設・設定作業については、事前の準備作業等を除き、閉庁日に実施する執務室移転と併せて実施することとし、本市及び本市が別途発注する執務室等移転業務の受注者と移転スケジュール等を調整のうえ実施すること。
- (7) その他、上記以外に必要な作業が発生する場合は、甲と協議のもと対応すること。

4 履行場所

- (1) 移転元：Y・J・Kビル5階
京都府京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394
- (2) 移転先：元きた下水道管路管理センター東部支所
京都府京都市左京区川端通丸太町下る下堤町94-8
- (3) その他：上記以外に必要な作業場所が発生する場合は、甲と協議のもと対応すること。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

ただし、履行場所での作業は、甲乙協議により、別途調整する日程に実施すること。

6 成果物

以下の成果物を作成し、甲に提出すること。

なお、成果物は紙媒体（各1部）での提出に加え、データでも提出すること。

- ・ 電話交換機パッケージ搭載図、中継方式図 等一式
- ・ トレーサビリティ管理表
- ・ 回線一覧表、内線一覧表、多機能電話機設定表
- ・ 機器配置図（本体／24ボタンIP多機能内線電話機／付帯機器）
- ・ 機器配線系統図
- ・ MDF収容図
- ・ 工事試験成績表
- ・ 留守番電話割当表

7 委託料の支払い

委託料は、本市において成果品の検収が完了したのち、乙からの請求に基づき支払うものとする。

8 事故の発生時の報告

乙は、契約履行に際し、必要な書類及び各種機器等に漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちにその内容を甲に報告したうえで、甲の指示により対処し、その結果を報告書として取りまとめ、甲に提出すること。

9 瑕疵担保責任

甲は、契約業務の履行に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。これに要する費用は、全て乙の負担とする。

10 その他の条件

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈につき疑義が生じた場合は、甲と乙が別途協議のうえ、円満に解決するものとする。